

海田町介護予防・日常生活支援総合事業について

平成29年4月開始

海田町 福祉保健部 長寿保険課

介護予防・日常生活支援総合事業

海田町の総合事業の方針

高齢者が尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、全国一律となっていた介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスが町に移管され、地域の実情に応じたサービスを提供することができるようになりました。

海田町においては、既存の介護サービス提供事業所をはじめ、民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体と連携して、高齢者を支える体制を整備していきます。

また、住民等の多様な主体が参画し、多種にわたるサービスを充実することにより、高齢者の社会参加及び地域の支え合いの体制づくりを推進します。

地域ケア会議による自立支援型ケアマネジメントを実施し、住み慣れた地域でできるだけ自分らしくしあわせに暮らすことができまするまちを目指します。

高齢者の状況（平成29年1月末現在）

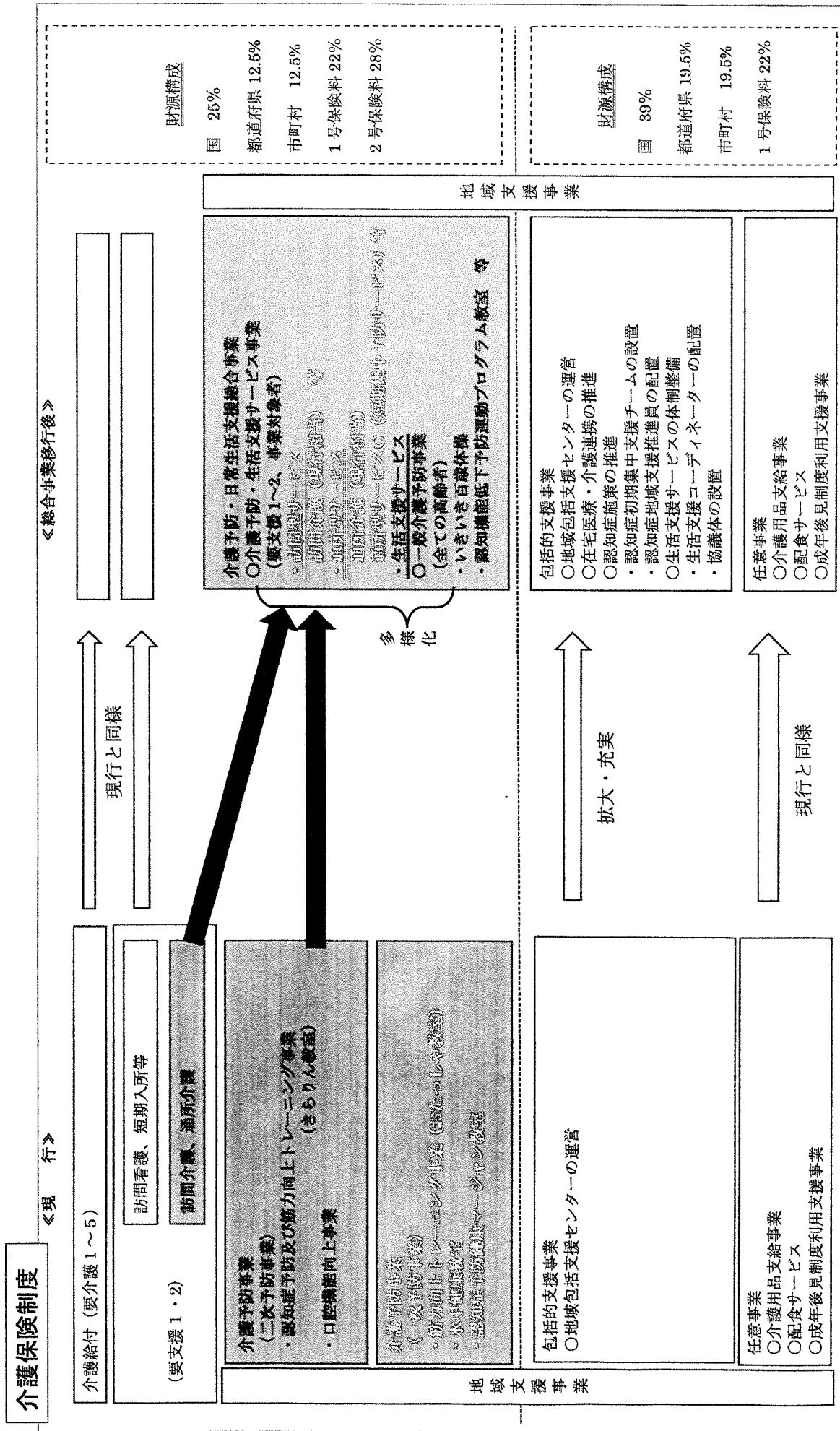
人口	65歳以上人口	高齢化率	第1号保険者数
29,663人	6,881人	23.2%	6,963人
要支援認定者数 (第2号被保険者含む)	要介護認定者数 (第2号被保険者含む)	認定者数合計	認定率 (認定者数/第1号被保険者数)
315人	890人	1,205人	17.3%

平成26年の介護保険法改正により新しく介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設され、全ての市町村で平成27年4月から平成29年4月までの間での実施が義務付けられました。

○介護予防給付（要支援1・2）のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）を、市町村が地域の実情に応じた取組みができる総合事業に移行します。

○介護事業所による既存のサービスに加えて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、高齢者の社会参加及び地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

○総合事業は介護保険制度の中の地域支援事業に位置づけられた事業であり、財源構成は従来と変更ありません。



2 訪問型サービス・通所型サービスの実施

国（ガイドライン）による例示を踏まえて、海田町の実情に応じたサービスを実施します。

【訪問型サービス】

基準	サービス種別	サービス内容 (※事業対象者)	実施方法	サービス提供者	実施時期	サービス単価	利用者負担
現行相当	①訪問介護	訪問介護員による身体介護、生活援助 ※既にサービスを利用しており、利用の継続が必要な人 ※認知機能低下や退院直後等で必要な人	事業者指定 (訪問介護事業者)	訪問介護事業者の訪問介護員	平成29年4月以降、要介護認定の認定更新者から随時移行	現行単価（月額定額制）どおりとする。 ・週1回程度：月1,168単位 ・週2回程度：月2,335単位 ・週3回程度：月3,704単位 加算，限度額管理，高額介護サービス費適用	現行の利用者負担割合どおりとする。 ・1割 (一定所得以上は2割)
多様なサービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	人員等緩和した基準による生活援助	事業者指定又は委託	主に雇用労働者	協議体等で必要性があると判断された場合、検討・準備後実施可能となった時点から開始します。		
	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	住民ボランティア等による生活援助	補助（助成）	ボランティア主体			
	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	保健師等による居宅での体力改善のための短期集中支援(3～6か月)	直接実施又は委託	保健・医療の専門職			
	⑤訪問型サービスD (移動支援)	住民ボランティア等による移送前後の生活支援	補助（助成）	ボランティア主体			

【通所型サービス】

基準	サービス種別	サービス内容 (※事業対象者)	実施方法	サービス提供者	実施時期	サービス単価	利用者負担
現行相当	⑥通所介護	通所介護事業所での生活機能の向上のための機能訓練 ※既にサービスを利用しており、利用の継続が必要な人 ※「多様なサービス」の利用が難しい人	事業者指定 (通所介護事業者)	通所介護事業者の従事者	平成29年4月以降、要介護認定の認定更新者から随時移行	現行単価（月額定額制）どおりとする。 ・週1回程度：月1,647単位 ・週2回程度：月3,377単位 加算，限度額管理，高額介護サービス費適用	現行の利用者負担割合どおりとする。 ・1割 (一定所得以上は2割)
多様なサービス	⑦通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	人員等緩和した基準によるミニミニサービス	事業者指定又は委託	主に雇用労働者+ボランティア	協議体等で必要性があると判断された場合、検討・準備後実施可能となった時点から開始します。		
	⑧通所型サービスB (住民主体による支援)	住民主体による体操等を行う自主的な通いの場	補助（助成）	ボランティア主体			
	⑨通所型サービスC (短期集中予防サービス)	生活機能改善のための、運動器機能向上や口腔機能向上等を提供する短期集中支援(3か月) ※要支援または基本チェックリストで必要性が認められた方が対象。	事業者指定又は委託	委託事業者等			

(参考) サービス提供事業者 (平成29年1月サービス利用)

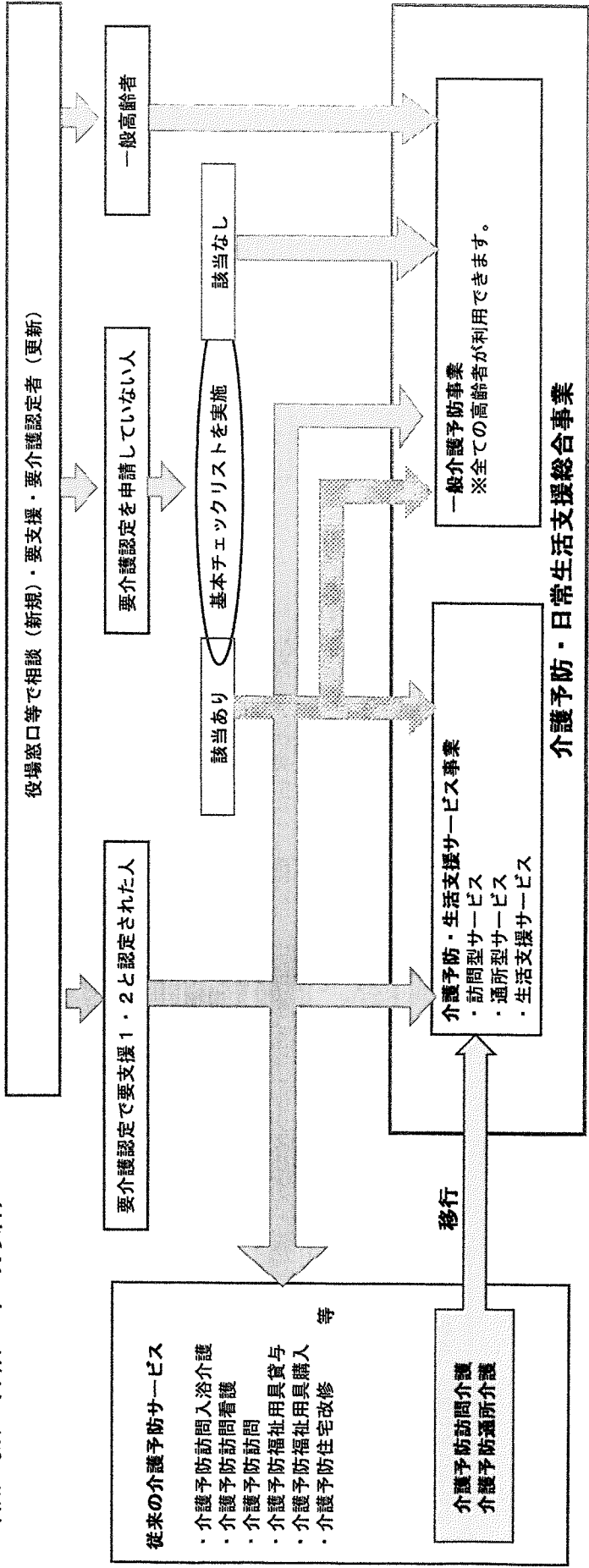
訪問介護事業者	9事業者 (町内：5，町外：4)
通所介護事業者	18事業者 (町内：7，町外：11)

訪問介護・通所介護の事業者指定は広島県が行っていますが、総合事業（訪問介護・通所介護）の事業者指定は海田町が行うこととなります。ただし、みなし指定（H27.4.1～H30.3.31）がされており、新規の指定手続きは不要です。

3 一般介護予防事業の実施

いきいき百歳体操	一般介護予防教室として実施します。住民主体で地域の自治会館などの身近な場所で行います。筋力向上・転倒防止などの介護予防に役立ちます。住民が主体的に行うことで、地域づくりにつながります。 平成28年度8か所実施中⇒平成29年度10か所へ拡充予定⇒平成32年度30か所目標
認知症予防健康マージャン教室	月に1回体験講座を実施。体験講座後は、住民主体の講座へ参加するよう勧めています。
介護予防水中健康教室	一次予防事業として実施していた事業を、一般介護予防教室で実施します。
マイトレ教室	都合のいい日や会場を選んで参加できる運動教室です。無料での体験教室後、1回ワンコイン（500円程度）の参加費を徴収します。通所型サービスC終了後のフォローも兼ねています。
筋力向上トレニング体験教室	健康運動指導士等の専門職を活用した教室。福祉センターの筋トレマシンの利用・活用方法を学びます。

4 利用の流れ（平成29年4月以降）

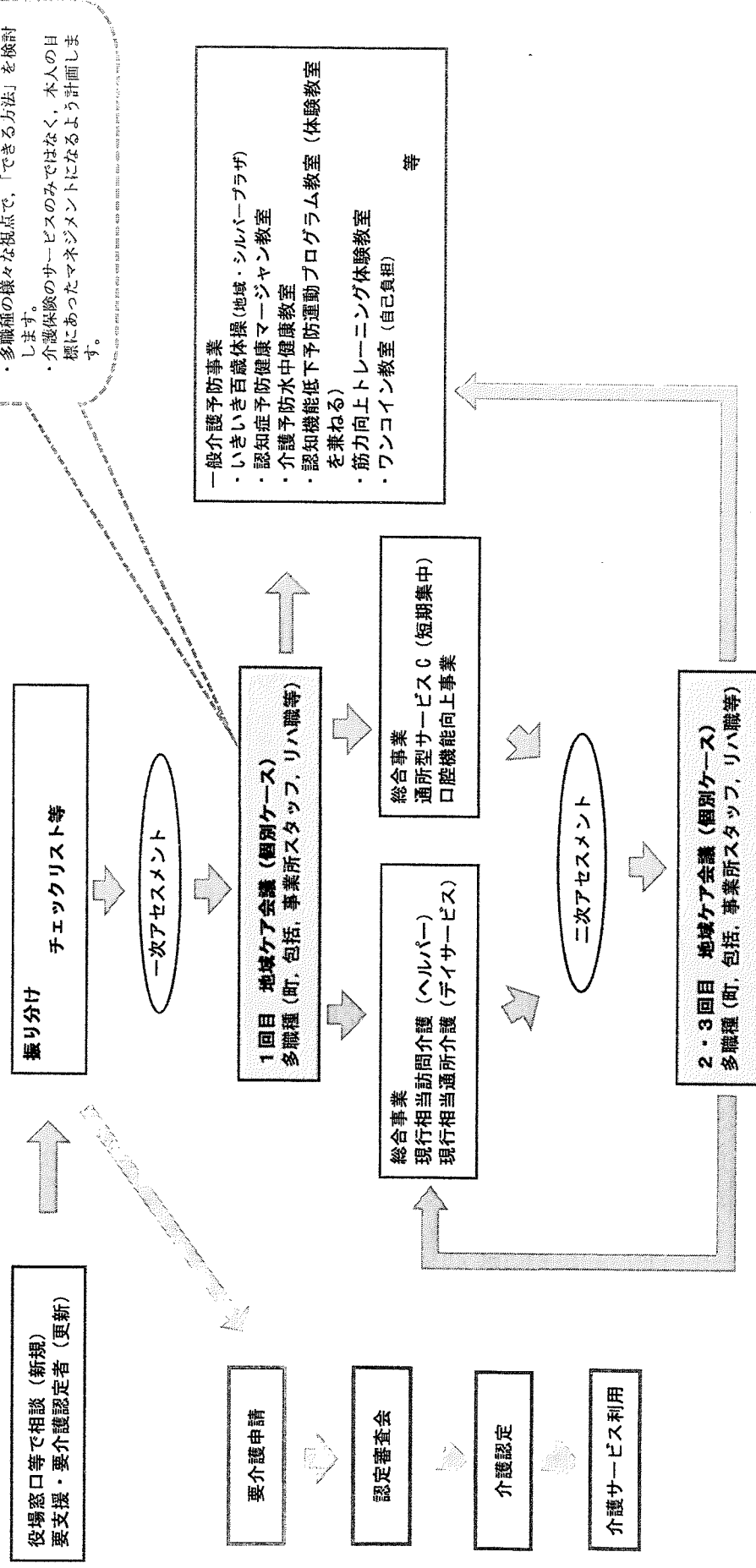


5 自立支援型ケアマネジメント

自立支援型ケアマネジメントとは、自立支援、公正中立、総合的かつ効果的なサービス提供の視点に基づき適切なケアマネジメントのことです。サービスありきになってしまいがちなケアマネジメントを、多職種による地域ケア会議を月1回開催し個別ケースを検討します。地域ケア会議を実施することで、町全体のケアマネジメントをレベルアップするとともに、自立支援の視点を定着させたケアマネジメントを確保し、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるまを目指します。

6 地域ケア会議の流れ（平成 29 年 4 月以降）

- 総合事業（訪問介護・通所介護）のみ利用する場合は、要支援認定だけではなく、基本チェックリストによる対象者の把握も可能です。
- 総合事業以外の介護予防給付（訪問看護、短期入所、福祉用具貸与・購入、住宅改修等）を利用する場合は、要支援認定が必要です。
- 第 2 号被保険者は基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行います。



7 ケアプラン

介護予防マネジメントは地域包括支援センターが実施しますが、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への委託も可能です。
予防給付と介護予防・生活支援サービスを併用する場合は、予防給付によるケアマネジメントを行います。

類 型	利用するサービス	プロセス			報 酬
		ケアプラン	サービス担当者会議	モニタリング	
ケアマネジメント A	原則的 現行相当訪問介護 現行相当通所介護 通所サービスC (短期集中) 口腔機能向上事業	○	○	1回/3月	430単位 +初回加算300単位 (報酬は現行どおり) ※委託料はこれまで通り、 9割
ケアマネジメント B	簡略化 訪問型サービスA (実施時) 通所型サービスA (実施時) 等	○	(○)	適宜	未定
ケアマネジメント C	簡略化 配食サービス (事業対象者) 等	○	×	×	包括支援センターにより 実施 ※ケアプランAを実施する 場合は、ケアプランに入れ る。
その他	セルフ マネジメント (サービス開始時のみ)	○	×	×	

